

井高野第二保育園 重要事項説明書

(令和7年4月1日)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名称 社会福祉法人井高野福社会
所在地 大阪市東淀川区3丁目1-58
電話番号 06-6349-3417
代表者氏名 理事長 村上 圭子

2 利用施設

施設の種類 保育所
施設の名称 井高野第二保育園
事業所番号 2710051003384
施設の所在地 大阪市東淀川区井高野2丁目1-57
連絡先 電話番号 06-6340-5678
FAX 06-6340-3558
ホームページ itakano.jp
管理者 園長 前川 香美
対象児童 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、
保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員 0歳児 8人 1歳児 14人
2歳児 24人 3歳児 24人
4歳児 24人 5歳児 24人
利用定員 満3歳児以上の児童 52人
満1歳児以上満3歳児未満の児童 28人
満1歳未満の児童 0人
開設年月日 昭和45年10月1日

3 施設の目的・運営方針

井高野第二保育園（以下当園という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい

生活の場を提供するよう努めます。

(2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1 9 1 6 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階建て
	延べ面積	7 8 1 . 1 1 m ²
園庭		9 6 4 . 6 5 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数
乳児室	2室
保育室	4室
遊戯室	1室
調理室	1室

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

下記8に記載する時間において保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 4月1日現在

園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	(常勤1名)
副園長	園長を助け、園務をつかさどる	(常勤1名)
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	(常勤1名)
保育士	保育に従事し、その計画を立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	(常勤10名)
保育補助	保育士の日々の業務を補佐する	(常勤1名・非常勤1名)
調理員	作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	(常勤3名)

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下条例という)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(各職種の勤務体系)

園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
副園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～17：00）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

なお、台風等により警報が発令された場合や感染症によるやむを得ない場合の臨時休園があります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の通りをします。

- (1) 保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

この時間帯を超えた場合は別途利用者負担金が必要となります。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供します。

(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

※献立表は毎月別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
1歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃
2歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃
3歳児		11時45分頃	15時頃
4歳児		11時45分頃	15時頃
5歳児		11時45分頃	15時頃

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に揚げる保育料のほか、下記の費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

2号認定を受けた子どもに係る幼児主食費・・・月2200円

副食費・・・月4800円 計7000円

時間外保育に係る利用者負担金・・・1分超～10分 200円

11分～20分 400円

21分～30分 600円

以降10分ごとに200円追加

別表にあげる制服等に係る費用

専門講師による設定保育に係る上乗せ徴収費

3歳児 体操教室・・・月額820円

4・5歳児 体操教室・英語教室・硬筆教室・・・月2370円

1.1 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、特別支援の必要なこどもと必要でないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育を行っています。

1.2 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1.3 利用の終了に関する事項

「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.4 嘱託医

「当園」は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	かわせ小児科
医師	河瀬 昌司
所在地	大阪市東淀川区井高野2-5-8井高野中央ビル2F
電話番号	06-6829-2777

(2) 歯科

医療機関の名称	多田歯科
医師	多田昭男
所在地	大阪市東淀川区北江口4-15-13
電話番号	06-6340-6478

1.5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等に速やかに連絡を行います。

1 6 非常災害時の対策

非常時の対応 別途に定める消防計画書により対応します。
防災設備 自動火災報知機 有 誘導灯 有
非常警報装置 有
避難・消火訓練・・・避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1 8 要望・苦情等に関する相談窓口

「当園」では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付窓口 苦情解決責任者 前川 香美（管理者）
苦情担当者 濱田 ゆかり（保育士）
電話番号 06-6340-5678
FAX 06-6340-3558
担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。
第三者委員 坂本 日出男 三品 時男

1 9 利用者に対する保険の種類・保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類・・・独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
園児・職員事故対策共済（大阪市私立保育園連盟）
保険の内容・・・災害共済給付
損害保険

2 0 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	0人	0人	0人
1歳児	11人	12人	7人
2歳児	10人	13人	17人
3歳児	11人	10人	19人
4歳児	9人	10人	19人
5歳児	16人	10人	19人

2 1 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

第三者評価受審状況・・・未実施

自己評価の実施状況・・・毎年度実施 (結果おおむね良好)

2 2 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
なし

2 3 「当園」におけるその他の留意事項

当園の敷地内はすべて禁煙です

・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・

重要事項説明書に記載している内容に同意します

組 園児名

保護者名
